

# ニューデリー日本人学校バス運営委員会規則

## 第1章 名称

第1条 本会を「ニューデリー日本人学校バス運営委員会」と称する。

## 第2章 目的

第2条 本規則は「児童生徒の登下校は、保護者の責任において行う」という基本理念のもと、登下校時の児童生徒の安全、及びスクールバスの円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第3章 組織構成

第3条 本会の組織は、次の委員により構成する。  
(1) P T A会長1名、P T A副会長2名、P T A書記1名  
(2) P T Aバス実行委員長1名、同バス実行副委員長1名  
(3) P T Aバス運行委員長1名、同バス運行副委員長1名  
(4) 学校の校長、教頭、バス担当教諭、バス担当学校事務  
(5) (必要に応じて) アドバイザー1名

第4条 本会には次の役員を置く。  
(1) 委員長1名 (P T A副会長)  
(2) 副委員長2名 (P T Aバス実行委員長、P T Aバス運行委員長)  
(3) 書記 (バス担当学校事務)  
(4) 会計 (バス担当学校事務)

第5条 バス運営委員の任期は、4月から翌年3月迄の1年とする。  
役員、委員に欠員が生じた場合は、必要に応じ補充を行うことができる。また、役員及び委員の留任は妨げないものとする。

第6条 本会の事務局は日本人学校に置く。

## 第4章 運営委員会の任務

第7条 本会は、年度当初及び年度末に定期委員会をもつ他、必要に応じ随時開催するものとする。

第8条 本会は、第2条に示す目的を達成するため、次の事項を行う。  
(1) バス利用地区並びに路線の概要の決定  
(2) バス料金の決定  
(3) 運行バス台数の決定  
(4) バスの調達 (レンタル及び購入)  
(5) バス会計業務  
(6) 緊急事態発生時の対応  
(7) P T Aバス委員会業務の指導、支援  
ア 利用者の把握と順番の決定  
イ 路線・配車計画の詳細策定  
ウ 担当ドライバー・コンダクターの決定  
エ 児童生徒・ドライバー・コンダクターへの安全指導  
オ 緊急連絡網 (運行表) の作成と配布  
カ ノーニードカードの運用及び取りまとめ

- キ 「バス利用の手引き」の作成
- ク バス視察会の検討
- ケ バス避難訓練の立案実施
- コ 救急袋の点検・補充
- サ 緊急事態発生時の業務
- シ その他、バス運行に関する必要な業務

## 第5章 利用者

- 第9条 バスの利用は、児童生徒の保護者の自由意志により決定されるものとする。
- 第10条 利用者は、「バス利用の手引き」の記載事項を遵守しなければならない。
- 第11条 本会は、利用者が注意裏項を遵守できない場合に、その利用をとりやめさせることができる。
- 第12条 バス運行の主体者が児童生徒の保護者であることに鑑み、バス通行に関する苦情等を学校に寄せるのは適当でなく自戒する。

## 第6章 事故等の責任

- 第13条 スクールバス運行により発生した事故、その他の損害・傷害等について、本会・学校・添乗者（バス会社以外の添乗者）は一切責任を負わない。
- 第14条 万が一、傷害事故等が発生した場合には、本会は、学校と協力して関係者との間の求償交渉等に協力する。

## 第7章 学校理事会との関係

- 第15条 削除
- 第16条 次のような状況・事態が生じた場合には、理事会の判断・指導・承認を得るものとする。
- (1) 第8条にある項目の中で、重要かつ高度の判断を要する事項
  - (2) 危機管理上の重大な事態が発生した場合の処置

## 第8章 付則

- 第17条 規則改正の経過
- (1) この規則は、平成 4（1992）年4月1日に制定、施行する。
  - (2) この規則は、平成 7（1995）年5月4日に制定、施行する。
  - (3) この規則は、平成15（2003）年4月1日に一部改正、施行する。
  - (4) この規則は、平成16（2004）年8月1日に一部改正、施行する。
  - (5) この規則は、平成23（2011）年4月1日に一部改正、施行する。
  - (6) この規則は、平成26（2014）年5月9日に一部改正、施行する。
  - (7) この規則は、平成28（2016）年2月1日に一部改正、施行する。
  - (8) この規則は、令和 5（2023）年2月1日に一部改正、施行する。
  - (9) この規則は、令和 6（2024）年4月22日に一部改正、施行する。